学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十六条　［略］ 2　前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。	**第九十六条**　［略］ 2　前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。
第百三十三条　［略］ 2　前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第百三十五条第五項において準用する第八十八条の三に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間特別支援学校を欠席すると認められるもの又は教員を派遣して教育を行う必要があると認められるものについては、この限りでない。	**第百三十三条**　［略］ 2　前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第百三十五条第五項において準用する第八十八条の三に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条の二及び第二十六条の三第一項の規定に基づき、厚生労働省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

厚生労働省所管補助金等交付規則（平成十二年厚生省労働省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録） **第五条**　法第二十六条の二の規定による厚生労働大臣が定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、厚生労働大臣（法第二十六条第一項の規定により申請書等の受理に関する事務を委任された厚生労働省の機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により申請書等の受理に関する事務を行うこととなった都道府県の知事があるときは当該知事とする。）の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。	（新設）
（電磁的方法） **第六条**　法第二十六条の三第一項の規定による厚生労働大臣が定める電磁的方法は、電子情報処理組織による申請等として厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第四条各項及び第五条各項に規定する方法とする。	（新設）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。